

浦安市市民大学校の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 本市は、市民のまちづくりに参加する意識をはぐくむとともに、地域貢献及び協働の担い手として、自らがまちづくりの推進を目的とする活動を行うために必要な知識及び技能を学ぶ機会を提供するため、浦安市市民大学校（以下「市民大学校」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 市民大学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
浦安市市民大学校	浦安市入船五丁目45番1号

(開校時間及び休校日)

第3条 市民大学校の開校時間及び休校日は、規則で定める。

(定義)

第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 講座 年度を通じ継続して複数回実施する講義をいう。
- (2) 受講 当該講座に年度を通じて参加することをいう。

(事業)

第5条 市民大学校は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 講座の実施並びにその企画及び運営に関する事業
- (2) その他第1条に規定する設置の目的を達成するために必要な事業

(受講手数料)

第6条 受講をする者は、受講に係る手数料（以下「受講手数料」という。）を前納しなければならない。

- 2 受講手数料の額は、当該講座における講義の実施数に、500円を乗じて得た額とする。
- 3 受講手数料の額には、消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含む。

(受講手数料の不還付)

第7条 既に納付した受講手数料は、還付しない。ただし、市長が必要と認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(規則への委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。